

○伊勢広域環境組合総合評価審査委員会設置条例

平成 25 年 2 月 7 日

組合条例第 3 号

改正 令和 4 年 2 月 10 日

(設置)

第 1 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定する品質の確保を図ることを目的として技術的な要素等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札を実施するにあたり、中立、公平及び公正な評価を行うため、伊勢広域環境組合総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 技術提案に対する評価の方法及び落札者の選定基準に関すること。
- (2) 技術提案に対する評価の実施に関すること。
- (3) 総合評価落札方式での落札候補者の決定に関すること。
- (4) その他総合評価落札方式に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、10 人以内で組織する。ただし、委員のうち 2 人以上は、学識経験を有する者とする。

- 2 委員は、優れた見識を有する者と管理者が認めるもののうちから委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 10 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。